

第 11 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 11 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 平成 30 年 8 月 29 日 午後 1 時 30 分開会
会議場所 大船渡市役所：第一会議室

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3 号 農地に該当するか否かの判断について
日程第 7 議案第 4 号 大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任願について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 10 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨 君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	佐々木信吉君	9 番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 8 名）

大船渡地区	佐藤 優子君	末崎地区	村上 優司君
末崎地区	欠 員	赤崎地区	浅野 幸喜君
猪川地区	鈴木 和雄君	立根地区	今野八重子君
日頃市地区	木村マリ子君	綾里地区	畑中 圭吾君
越喜来地区	岡澤 成治君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（1 名） 吉浜地区 渡邊 岳夫推進委員

事務局出席者

局 長	千葉 讓 君	局長補佐	細谷 真実君
主 事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 1 時 30 分開会

○議長（菊地英浩君）本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 11 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつ申し上げます。今年の夏は残暑が厳しく、当気仙地区でも盆過ぎに最高気温を記録した日もあれば、朝晩冷え込み秋を思わせる日もありました。

昨日発生した台風 21 号は、今現在、西に進路を取り進んでいますが、これが北へ進路を変え上陸する予報です。収穫の秋に被害がなければいいなと思っております。8 月で 9 個の台風が発生しておりますが、1994 年に次ぐ多さだとニュースでいっておりました。

話は変わりますが、9 月の 10 日過ぎに稲刈りとなっております。お彼岸頃には稲刈作業も本格的になると思われます。田植後は生育が少し心配したこともありましたが、その後、暑すぎるくらいの好天に恵まれ、今年は豊作の予想です。他の県の話ですけれども、川から水をポンプで汲み上げているのですが、雨が降らなかったため川の水が少なく、ポンプで十分に上げることができず、水田がひび割れしたり、稲が黄色くなっている水田があると聞きました。西日本の豪雨被害、雨が降らなくて水不足という地域がある中、気仙地方は天候にも恵まれたと思います。

私の方からは以上であります。本日の総会は案件が少ないですけれども、慎重審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君）本日出席の農業委員は 10 名、推進委員は 8 名であります。欠席の連絡のあった推進委員は三陸地区吉浜地域渡邊岳夫推進委員の 1 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、千葉事務局長より報告をお願いします。

○事務局長（千葉譲君）それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開予定を申し上げます。初めに 7 月 26 日開催の第 10 回総会以降の経過報告でございます。主なものといたしましては 8 月 10 日、盛岡市のエスポワール岩手におきまして第 29 回手県農業会議常設審議委員会が開催されまして、細谷局長補佐が出席しております。先月開催の第 10 回総会において許可相当と決した追認案件 1 件について諮問し、異議なしとされたので、その後、許可証の交付を行っております。8 月 23 日には住田町役場において気仙地方農政連絡会の総会が開催され、会長と私が出席しております。会長は監事となっておりますので、総会前に平成 29 年度の農政連絡会の会計の監査を行い、適正な会計処理の確認の上、総会において監査報告を行っております。また役員改選が行われまして、当市の菊地会長が新会長に就任しております。任期は平成 30 年 8 月 23 日から 3 年間ということになります。また慣例によりまして、農政連絡会の会長は県農業会議の常設審議委員会の気仙の代表委員となっておりますので、盛岡市で開催されます委員会に 10 月から毎月、審議委員として出席することになります。それから 8 月 27 日には市役所本庁舎におい

て大船渡市農業振興対策協議会が開催され、会長が出席しております。今回の協議会では会長の改選があり、新たに農協の菊地組合長が就任しております。

次に次回総会までの行事予定でございますが、9月5日にはリアスホールにおいて沿岸南ブロックの代表の農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が開催されます。本市からは農業委員、推進委員をあわせて14名が出席する予定でありまして、南部大船渡地区推進班からは、これまでの活動について発表することとなっております。9月6日は東北農政局による農地転用許可実務実態調査が行われる予定で、細谷局長補佐と山崎主事が対応することとしております。9月14日にはリアスホールにおいて気仙地区女性農業委員・推進委員研修会が開催されます。女性委員の皆様にはご案内を差し上げておりますので、是非ご出席くださいますようよろしくお願いいたします。また会長と、細谷局長補佐の出席を予定しております。また次回の第12回農業委員会総会は9月26日を予定しておりますが、会場はまた2階の議員控室に戻りますので、開催通知を確認の上、お間違いないようよろしくお願いいたします。なお9月7日から26日まで、市議会の第3回定例会が開催されます。平成29年度の決算が主な審議内容となっております。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には3番古内嘉博農業委員、4番中村亨農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は3件です。1番、相続による権利の取得。7月18日届出、7月23日受理。2番、相続による権利の取得。7月18日届出、7月23日受理。3番、相続による権利の取得。8月6日届出、8月7日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号の1番から3番について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。議案第1号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、転用目的、施設等、駐車場、大型車1台、普通車2台。転用理由、平成30年8月末まで駐車場として使用させる契約だが、そのまま永久的に自己駐車場として利用したい。立地基準につきましては第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準につきましては、引き続き使用するため、新たに資金を追加することはないということを確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況についての説明をお願いします。議案第1号1番について9番熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第1号1番についての調査報告をいたします。23日午後6時30分、申請人宅を訪問しお話を聞いてきました。申請地は駐車場として貸していたそうです。今月末で契約が終了するため、畑に戻すことを断り、このまま砂利敷駐車場として利用したいとのことでした。周辺は住宅地で、南側には耕作地がありますが、申請地が小高くなっているため、日陰による影響はないものと判断されます。以上で調査報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号の1番について質疑を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可

申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第2号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。番号、土地、権利の種別、申請人、転用目的、転用理由の順に読み上げます。1番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積59.25㎡、駐車場2台。転用理由、現在借家住まいにつき、土地を借りて自己所有の自宅を建築したい。2番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積59.62㎡、駐車場2台。家族が増えて手狭になったため、当該地に自宅を建築し独立したい。3番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積82.75㎡、駐車場2台。現在、アパート住まいにつき、当該地を取得して自宅を建築したい。立地基準につきましては、1番と3番については第3種農地に該当し、許可基準を満たしております。2番については他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準につきましては金融機関の残高証明書、融資証明書等により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号の1番については大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員からお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員（佐藤優子君） 申請地は現状畑で、貸付人が畑を耕作している状況ですが、借受人は現在、借家にご夫婦とお子さんと暮らしている状態で、子供さんの成長にあわせ新居を構えたく、この申請地に移住することを決め、許可後、直ちに着工したいとのこと。生活排水は公共桝が入っているので、影響はないと判断されます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第2号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番について7番藤原重信農業委員からお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。議案第2号の2番についての調査の報告をいたします。25日に当該地の借受人と貸付人からお話しを聞きました。現況は一部に栗の木が植えてありましたが、全体が草刈りされて維持管理されている畑と見てまいりました。借受人は家族が増えて手狭になったことから、現在住んでいる家の南側の申請地に自

宅を建築し独立するとのことだったので、許可申請したとのことでありました。予定地の南側は民家であり西側は約 690 m²ほどの耕作されている畑があり、北側は住宅。そして東側は河川と市道になっていて、浄化槽等からの生活排水はこの河川に排水したいとのことでありました。建築業者も決まっているとのこと。よろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 2 号 2 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号 2 番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 2 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第 2 号 3 番について三陸地区綾里地域畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 3 番の調査報告をいたします。8 月 26 日午後 2 時頃、譲渡人と現地を確認しました。現地はきれいに草刈り管理されておりました。申請に至った経緯ですが、以前、申請人は耕作していたようですが、勾配がきつく作業が大変なので休耕し、草刈りだけ行っていたようです。震災後は被災した方々の求めに応じ、駐車場に貸したとのことでありました。また同日夕方、譲受人に電話し聞き取り調査いたしました。それによると住宅の建築は許可が下り次第、なるべく早く行くと。そして環境に配慮し、排水等の施設は浄化槽を設置するとのことでありました。この住宅建築における周辺への影響ですが、東側に野菜が植えてありますが、他に耕作地は見受けられず、この建築は特に問題はないものと見てまいりました。以上、報告を終わります。ご審議のほどお願いします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 2 号 3 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号 3 番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 3 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 6、議案第 3 号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○局長補佐（細谷真実君） 5ページをお開きください。議案第3号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）に基づき、農地に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するために審議し決定するものです。

次のページに今回のリストがございます。次のページをお開きください。非農地リスト。合計2筆。いずれも所有者より依頼があったもので、1番は震災以後、高台移転工事のため掘削され、原野状態などにより、2番は同じく震災後の高台移転に伴う道路工事の残地となった傾斜地ということで、非農地判断を求めてきたものです。農地の運用について第4には、非農地判断を行う際の判断について記載がありまして、アで森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合、荒廃農地ということですが、次にイとして、ア以外の場合であっても、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合は、非農地判断しなさいというふうに書いてあります。この場合はイの将来的に継続できない農地としての判断となります。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から当該地の現況等について説明をお願いいたします。初めに赤崎町について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いいたします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。所有者の農地は造成工事前には小高い山となっていて、当該地を含めて5,000㎡ほどの面積があり栗の木が植えてあったということですが、20年以上も前に古木になったことから、ほとんどが伐採され、その後は農地として活用されていないようです。平成27年2月から平成28年3月にかけて、造成工事を行なっていますが、今回、非農地判断の対象となる北側斜面が残ることになりました。担当によりますと、この北側の掘削面が急傾斜では防災上、景観上好ましくないとの判断から、当該地の所有者の了解を得て、参考資料の写真1の①や1の④のように、一部周辺的环境整備もされたとのこと。なお所有者から確認したところ、今後農地として活用する意向はなく、また周囲の農地には柿の木が数本あるものの、野菜はほとんど栽培されていないことから、当該地周囲の状況及び過去の経緯からみても、この土地を農地として継続して利用することは見込まれないものと判断します。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町越喜来について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員から説明をお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。番号2番について8月25日、土地所有者から電話で聞き取りをしたので報告します。なお現地はですね、7月31日に農地パトロールの際に事務局山崎さんと事前に調査済の場所です。写真で見ればですね、2の写真ですけれども、階段から7～8mくらい北側に行った部分の土地が17㎡ということ。土地所有者のお話しではですね、約20年ぐらい前に土地を貸して住宅を建てた際に寸断されたもので、今回業者から、売買するためにも一部が農地のままでは売

れないということで、今回の申請になったそうです。階段と道路に挟まれた傾斜が 45 度くらいの三角地の狭い土地で、農地として使うことは今後ともできないものと判断してきました。以上のとおり報告しますので、よろしくお願ひします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 3 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 3 号について本委員会において農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 7、議案第 4 号大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 7 ページをお開きください。議案第 4 号大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任願について。平成 30 年 8 月 10 日付けで提出された大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任願について農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により本委員会の同意を求める。平成 30 年 8 月 29 日提出。辞任の理由、一身上の都合による。辞任願は 8 ページにございます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 4 号について質疑並びにこの案件に係る発言を許します。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑並びにこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第 4 号について本委員会において同意することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任願について本委員会において同意することに決定いたしました。渡邊岳夫推進委員につきましては本日をもって辞任となります。

○議長（菊地英浩君） 以上をもって本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。それではこれもちまして第 11 回総会を閉会いたします。

午後 2 時 01 分閉会